

【陳情】

番号	件名	陳情事項
陳情 第10号	JR大糸線有明駅及び安曇追分駅駐輪場の屋根設置について	JR大糸線有明駅及び安曇追分駅駐輪場に屋根の設置をお願いします。
陳情 第12号	新総合体育館の早期整備を求める陳情書について	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内既存体育館の高い稼働率、南社会体育館、豊科剣道場の老朽化を考慮し、また、最も有利な合併特例債を活用して、新総合体育館の早期整備を求める。 2 バスケットボールコートは2面整備し、利用者や競技者の接触事故防止等安全性確保のために、コートとコートの間、コートと壁面の間の距離を十分確保した施設整備を求める。 3 子どもから高齢者まで全ての市民の健康・体力づくりに活用できる施設を求める。 4 時には一流選手のプレーを見て感動し、元気、エネルギー、希望が育まれるスポーツの拠点施設を求める。 5 南部総合公園の駐車場は、現在でも大分不足しているので、新総合体育館の整備に合わせて、拡充する駐車場は余裕を持ったスペースを求める。 6 大規模災害時の防災・避難施設としての機能を備えた施設を求める。
陳情 第13号	新総合体育館の早期建設を求める陳情書について	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊科南社会体育館、豊科剣道場の老朽化も進み、市のスポーツ振興計画及び施設整備計画に基づき、新総合体育館の早期建設を求める。 2 規模・機能・安全面などについて市民や当体育協会の意見も十分受け入れていただき、各種競技団体の活用は勿論、一般市民の健康・体力づくり等に活用できる施設を求める。 3 体育館建設は決してスポーツをする市民だけの要望ではない。スポーツを観る支えるなど、多くの市民の関わりによるスポーツ文化の創造、一方では災害時の避難や生活物資供給施設等の機能を備えた多目的に利用できる施設を求める。 4 一流選手のプレーを観て子供たちに夢や希望が育まれるスポーツ施設を求める。 5 各種競技団体の要望に十分耳を傾けていただき、より充実した施設を求める。
陳情 第14号	新総合体育館の施設規模等の見直しについて	<ol style="list-style-type: none"> 1 南部総合運動公園に建設予定の新総合体育館について、施設の機能・規模や維持管理など、子どもたちの将来に大きな負担とならない体育館とはどうあるべきか、しっかりと精査してください。 2 新総合体育館の現計画8450㎡の延床面積、および建設費用38億円の圧縮見直しをしてください。

【陳情】

番号	件名	陳情事項
陳情 第15号	新総合体育館の早期整備を求める陳情書について	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内既存体育館の高い稼働率、南社会体育館、豊科剣道場の老朽化を考慮し、また、最も有利な合併特例債を活用して、人口10万人に適した安曇野市新総合体育館の早期整備を求める。 2 バレーボールコート、メインに3面、サブに1面を整備し、競技者の安全性確保を考慮したコート配置を求める。 3 子どもから高齢者まで全ての市民の健康・体力づくりに活用できる施設を求める。 4 全国大会ができる規模で、一流選手の競技を身近で観戦したり、交流したりすることで、スポーツ競技者の底辺拡大を図る拠点を求める。 5 新総合体育館の整備に合わせて、大規模災害時の防災・避難施設としての機能を備えた施設及び、余裕のあるスペースの駐車場を求める。 6 新総合体育館が市民の憩いの場や集いの場となる多目的複合施設として、全市民が活用でき必要とされ、県内外から魅力的で参考となる施設になるよう設備を求めます。
陳情 第16号	新総合体育館の早期整備を求める陳情書について	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内既存体育館の高い稼働率、南社会体育館、豊科剣道場の老朽化を考慮し、また、最も有利な合併特例債を活用して、人口10万人に適した安曇野市新総合体育館の早期整備を求める。 2 バレーボールコート、メインに3面、サブに1面を整備し、競技者の安全性確保を考慮したコート配置を求める。 3 子どもから高齢者まで全ての市民の健康・体力づくりに活用できる施設を求める。 4 全国大会ができる規模で、一流選手の競技を身近で観戦したり、交流したりすることで、スポーツ競技者の底辺拡大を図る拠点を求める。 5 新総合体育館の整備に合わせて、大規模災害時の防災・避難施設としての機能を備えた施設及び、余裕のあるスペースの駐車場を求める。 6 新総合体育館が市民の憩いの場や集いの場となる多目的複合施設として、全市民が活用でき必要とされ、県内外から魅力的で参考となる施設になるよう設備を求めます。

※陳情第15号と陳情第16号は陳情者が異なるが、内容は同一